

4-1. 衛星リモセン法施行後の衛星ビジネスの懸念事項

● 衛星リモセン法施行後の衛星ビジネスの懸念事項について以下のとおり整理しました。

(1) 衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可等

- 国内に所在する操作用無線設備を用いて衛星リモートセンシング装置の使用を行おうとする者は、衛星リモートセンシング装置ごとに許可を受けなければならない。（第4条）
- 衛星リモートセンシング装置使用者に対して、不正使用防止措置、申請受信設備以外の使用禁止、申請軌道以外での機能停止、使用終了時の措置等の義務を課す。（第8条、第9条、第10条、第11条、第15条）

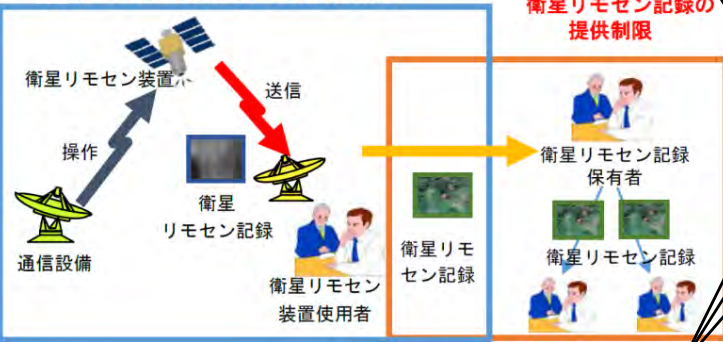
(2) 衛星リモートセンシング記録の取扱いに関する規制

- 衛星リモートセンシング記録保有者は、(3)の認定を受けた者、特定取扱機関に適正な方法により行う場合等を除き、当該衛星リモートセンシング記録を提供してはならない。（第18条）
- 内閣総理大臣は、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に支障を及ぼすおそれがあると認める十分な理由があるときは、範囲及び期間を定めて、記録の提供の禁止を命ずることができる。（第19条）
- 衛星リモートセンシング記録保有者に対して、衛星リモートセンシング記録の安全管理措置を講ずる義務を課す。（第20条）

【制度のイメージ】

衛星リモセン装置の使用に係る制度

衛星リモセン記録の提供制限



① 閾値（フレッシュネス、分解能等）

② デイナリアルリスト

③ 事務手続きの迅速化、簡素化

④ 情報保全基準の明確化

⑤ 過度な規制とならぬ措置

(3) 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定

- 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者は、記録の区分に従い、衛星リモートセンシング記録を適正に取り扱うことができるものと認められる旨の内閣総理大臣の認定を受けることができる。（第21条）

(4) 内閣総理大臣による監督

- 内閣総理大臣は、衛星リモートセンシング装置使用者、衛星リモートセンシング記録保有者に対し、必要に応じて、立入検査や指導・勧告、是正命令等を行う。（第27条、第28条、第29条）

※上図は、内閣府宇宙開発戦略推進事務局資料から抜粋

4-2. 衛星リモセン法施行後の衛星ビジネスの懸念事項

項目	実態	リモセン法への適用
① 閾値について	<ul style="list-style-type: none"> ・分解能：50cm程度の高分解能が流通している。 ・鮮度：素早い情報提供（ニアリアルタイム） 	<ul style="list-style-type: none"> ・他国として不利とならない制度設計により民間事業者等の国際競争力が担保できるようご配慮頂きたい。
② デイナリアルリスト ③ 事務手続きの迅速化、簡素化	<ul style="list-style-type: none"> ・社内規定に則り配布制限リストを確認 ・与信管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全保障上問題が無い機関については、可能な限り、特定取扱機関に指定して頂きたい。 ・認定方法については事務手続きが迅速化、簡素化されるよう実施頂きたい。（現状は与信管理及び代理店契約書にサインする程度）
④ 情報保全基準の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・安全保障ユーザの規定内にて実施しており、シビルユーザ単独での基準は現状無し 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報保全措置を講ずることは必要ですが、民間事業者の負担が過度にならないよう、基準の明確化の中でご配慮頂きたい。
⑤ 過度な規制とならぬ措置 （「衛星リモートセンシング記録の提供の禁止の命令」）	<ul style="list-style-type: none"> ・海外衛星は各国ルールに基づいた範囲で実施されているものと想定 ・国内衛星は監督省庁の指示により実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・第19条第二項で規定されており「過度な規制」とならない措置としてご対応頂きたい。

5. 政令、府令検討にあたって

- 今後の衛星ビジネスは、**民需外需の開拓が重要**となります。
- ユーザからは**高分解能且つ情報の新鮮さの向上**が求められております。
- このため、本法の制度設計次第では**国際競争力低下が懸念**されます。
- 政令検討の際は前述の様な**実態に則した制度設計**となるようご配慮賜りますようお願い申し上げます。
- 民間事業者としましては、本法を遵守し、衛星リモートセンシング記録及びこれを活用したサービスにより、お客様満足度を高め市場拡大に貢献してまいります。よって、政府におかれましては、引き続き産業振興を支える政策展開をお願い致します。

以上